

財産や権利を守る制度の例

日常生活自立支援事業

判断能力に不安がある方の、福祉サービス利用の支援・日常的金銭管理・書類等の預かりやお金の出し入れを行います。

【相談・問合せ先】

◎西条市社会福祉協議会

【電話】0898-64-2600

成年後見制度

判断力が不十分な方の財産や権利を守るために、家庭裁判所によって決められた援助者（成年後見人等）が法律的に支援する制度です。

◎任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ公正証書により決めておく制度です。

◎法定成年後見制度

判断能力が不十分になってから、家庭裁判所によって「援助者」が選ばれます。（「後見」、「保佐」、「補助」の制度があります。）

【相談・問合せ先】

◎松山家庭裁判所西条支部

【電話】0897-56-0650

◎西条市地域包括支援センター

【電話】0897-52-1412

